

企業

県

1 事業所(工場)新設・増設の意思決定

2 立地協定の締結(企業、市町村、県)

3 事業所の建設

4 「①適用事業所指定申請書」
の作成、提出

(適用事業所の操業開始前30日まで)

* 事業所の新設の場合は、立地協定締結日または用地取得のいずれか遅い方から5年以内に操業が開始されるもの。増設の場合は、3年以内に操業が開始されるもの。

6 事業所の完成

7 事業所の操業開始

8 「②事業開始報告書」の作成、提出
(操業開始後10日以内)

10 事業所開始に伴う投資額の支払い

11 「③補助金交付申請書及び事業実績
報告書」の作成、提出
(操業開始後1年以内)

※スモールスタート研究開発業で、事業所等の年間賃借額への補助を伴うものにあつては、初年分は操業開始日から1年を経過した日から14日以内、2年目以降は、当該初年分提出期限に対応する日以内

13 補助金申請の実地調査

15 補助金交付決定及び確定通知書の受理

16 「④補助金交付請求書」の提出

5 適用事業所申請書の受理
及び指定書の発行

9 事業開始報告書の受理

12 補助金交付申請書の受理、
書類審査

14 補助金交付決定及び確定通知書の発行

17 補助金交付請求書の受理

18 補助金の支払い